

「南木曾町内**発生土置き場(尾越)**及び
南木曾町内**発生土仮置き場(尾越)**における
環境の調査及び影響検討の結果について」

「南木曾町内**発生土置き場(尾越)**及び
南木曾町内**発生土仮置き場(尾越)**における
環境保全について」



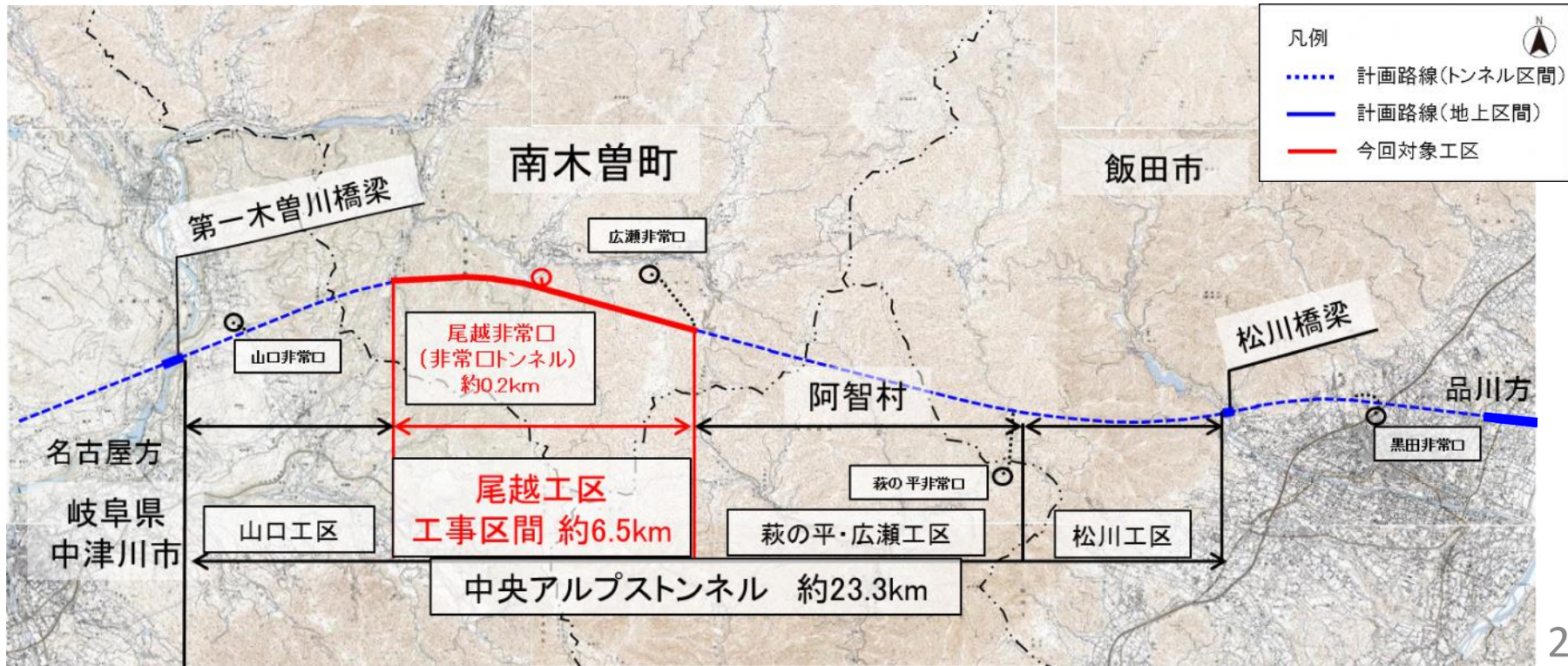
令和5年11月

東海旅客鉄道株式会社

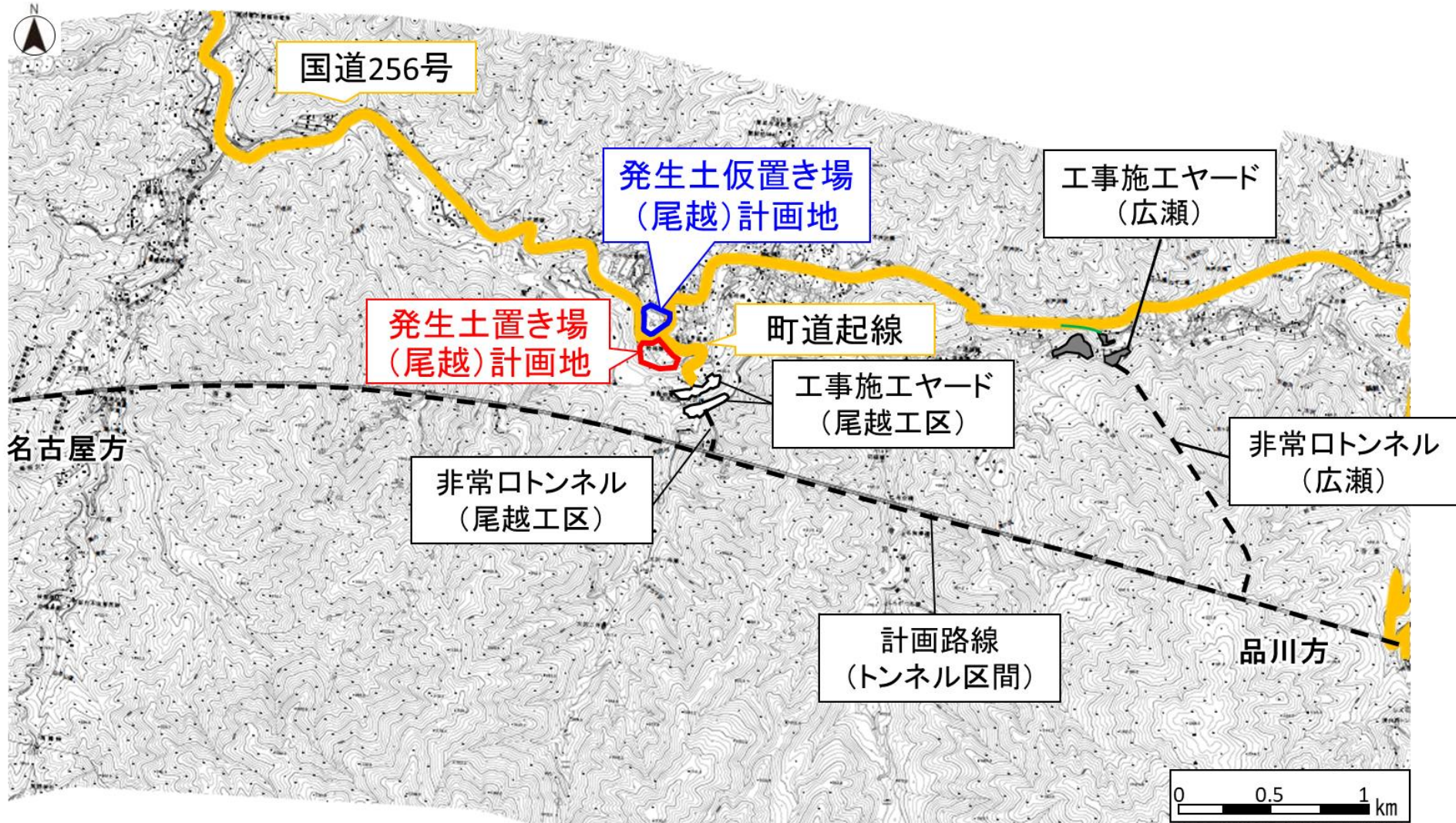
全体概要

中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)

発注者	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
施工者	大林・若築・株木 中央新幹線、中央アルプストンネル(尾越)特定建設工事共同企業体 (構成員:(株)大林組・若築建設(株)・株木建設(株))
工事期間	令和2年3月24日～令和8年7月7日



工事位置



①「南木曾町内発生土置き場(尾越)及び南木曾町内発生土仮置き場(尾越)における環境の調査及び影響検討の結果について」

【本編】

- 第1章 本書の概要
- 第2章 工事概要
- 第3章 調査及び影響検討の手法
- 第4章 調査結果の概要並びに影響検討の結果
- 第5章 環境の保全のための措置
- 第6章 環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合の調査
- 第7章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

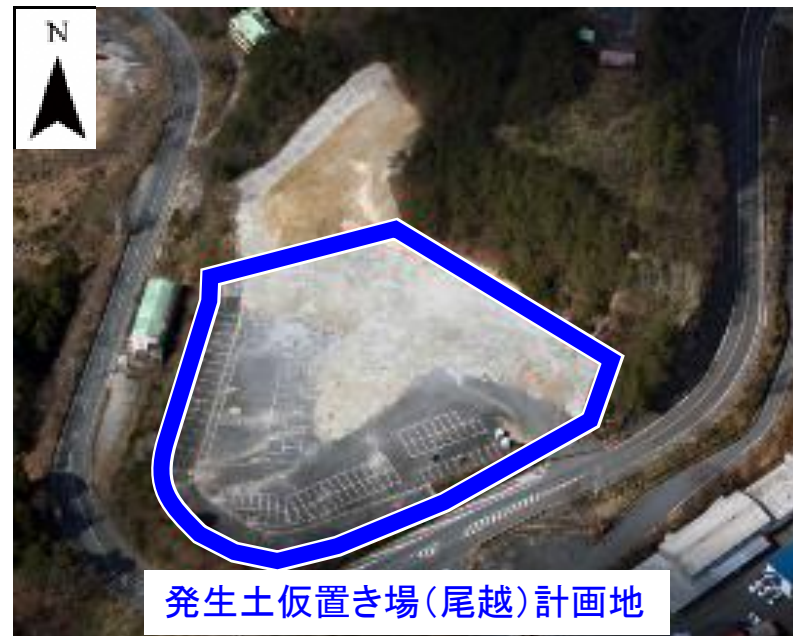
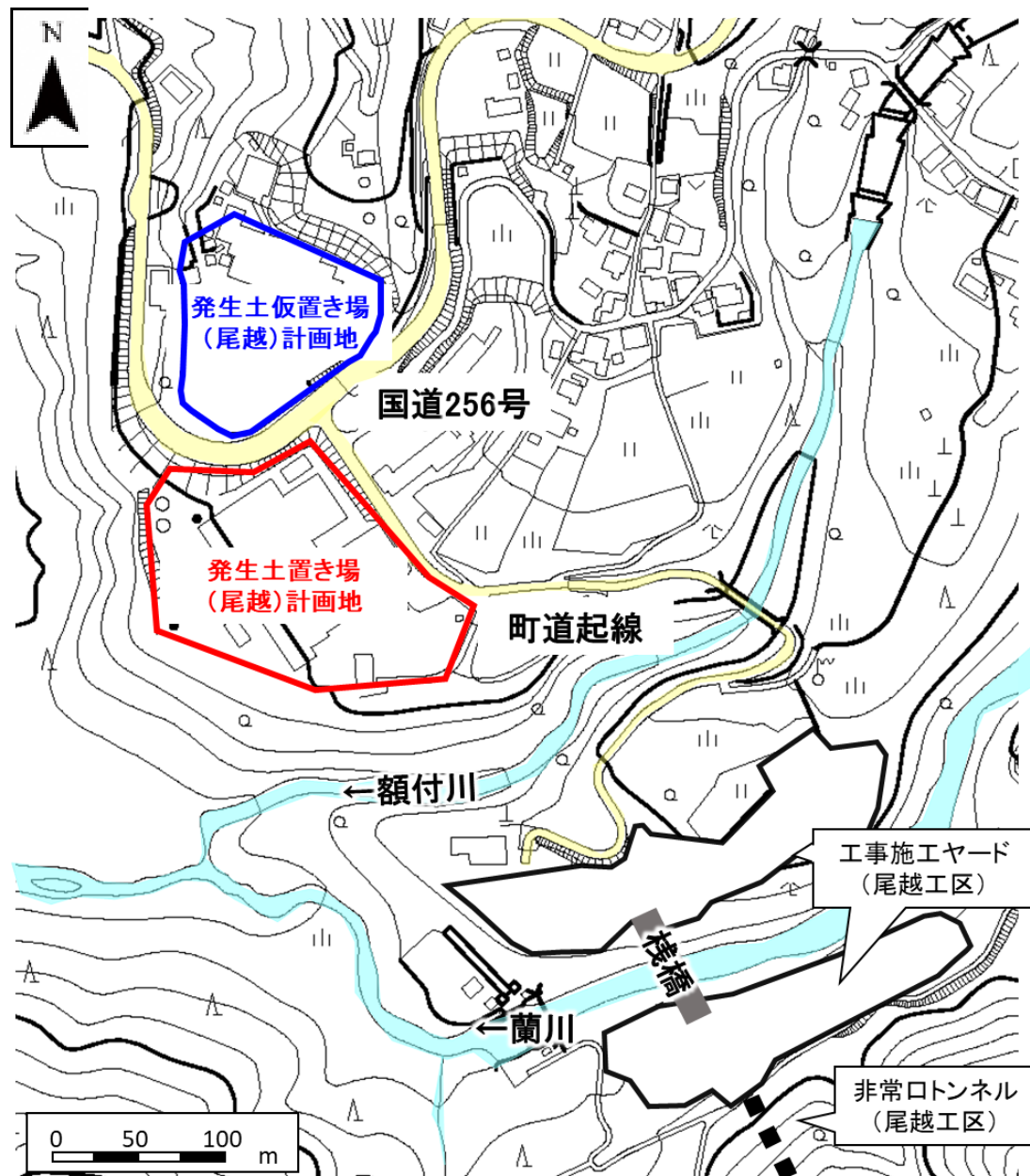
【資料編】

【資料編(非公開版)】

※スライド右上端部に「南木曾町内発生土置き場(尾越)及び南木曾町内発生土仮置き場(尾越)における環境の調査及び影響検討の結果について」(以下、「本編」とする。)のページ番号を記載しています。

- 中央新幹線事業については、平成26年10月17日に工事実施計画の認可を受け、工事に着手しました。
- 環境影響評価書において、発生土置き場等を当社が新たに計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものとするための調査及び影響検討を実施することとしています。
- 本書は、南木曾町において計画が具体的となった発生土置き場(尾越)及び発生土仮置き場(尾越)の計画地について、調査及び影響検討の結果をとりまとめたものです。

工事位置及び工事前の状況

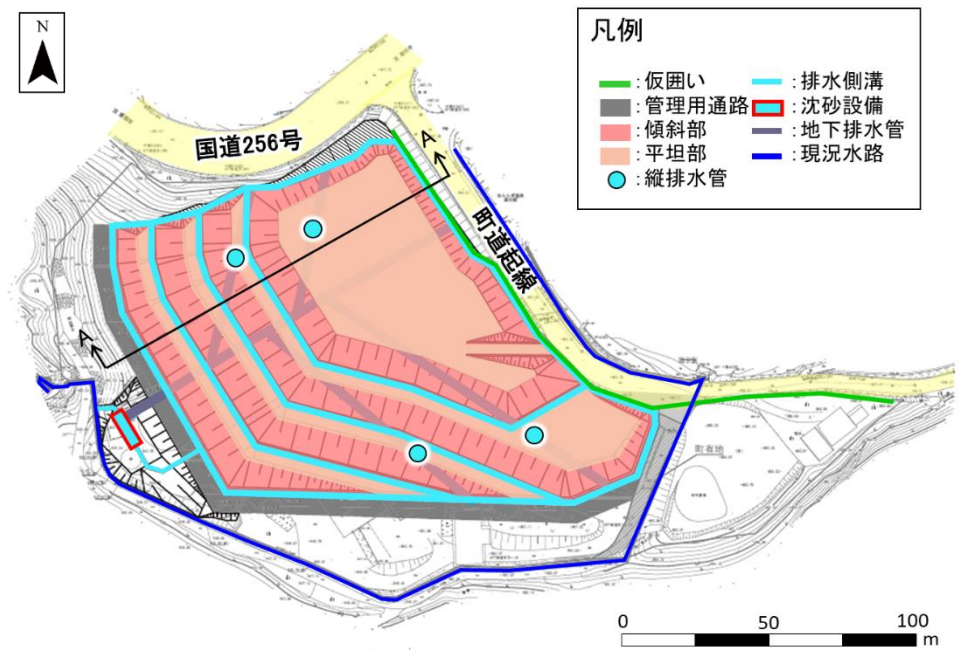


発生土置き場(尾越)の工事の概要

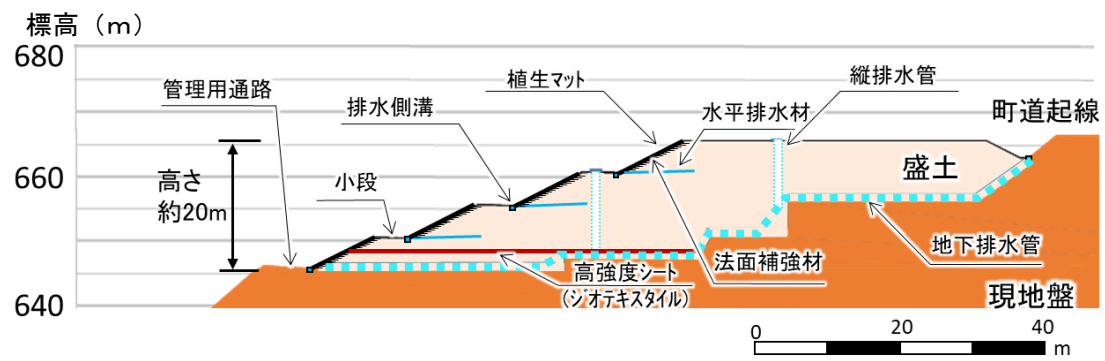
●発生土置き場(尾越)の概要

面積 : 約14,000m² 容量 : 約90,000m³

●計画平面図



●計画断面図 (A-A断面)



●施工手順

(1)準備工

- ・仮囲い設置
- ・沈砂設備設置
- ・基面整正



(2)盛土工等

- ・地下排水管設置
- ・敷き均し
- ・盛土、転圧
- ・法面、小段設置
- ・水平排水材敷設
- ・縦排水管設置
- ・排水側溝設置



(3)植生工

- ・植生マット敷設

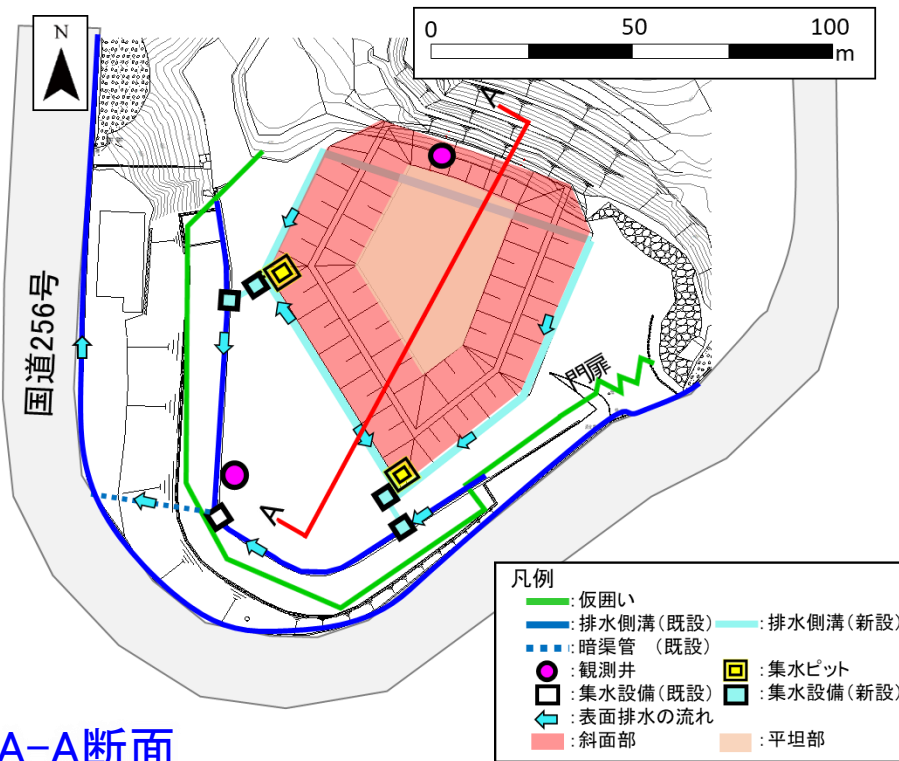
※今後の協議等により変更となる可能性がある。

発生土仮置き場(尾越)の工事の概要

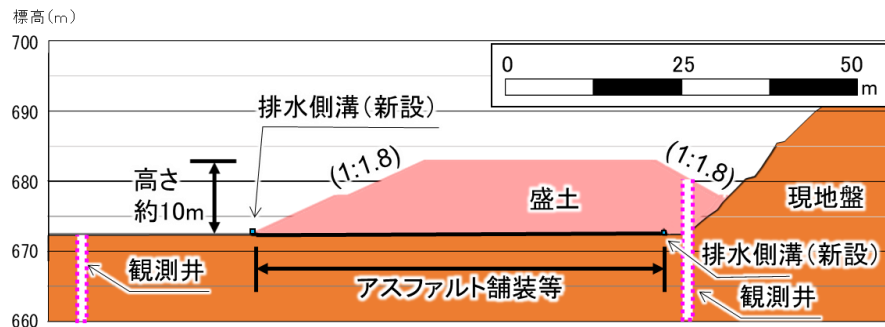
本編P2-5~6

●通常の仮置きの場合

面積：約4,500m² 容量：約26,000m³

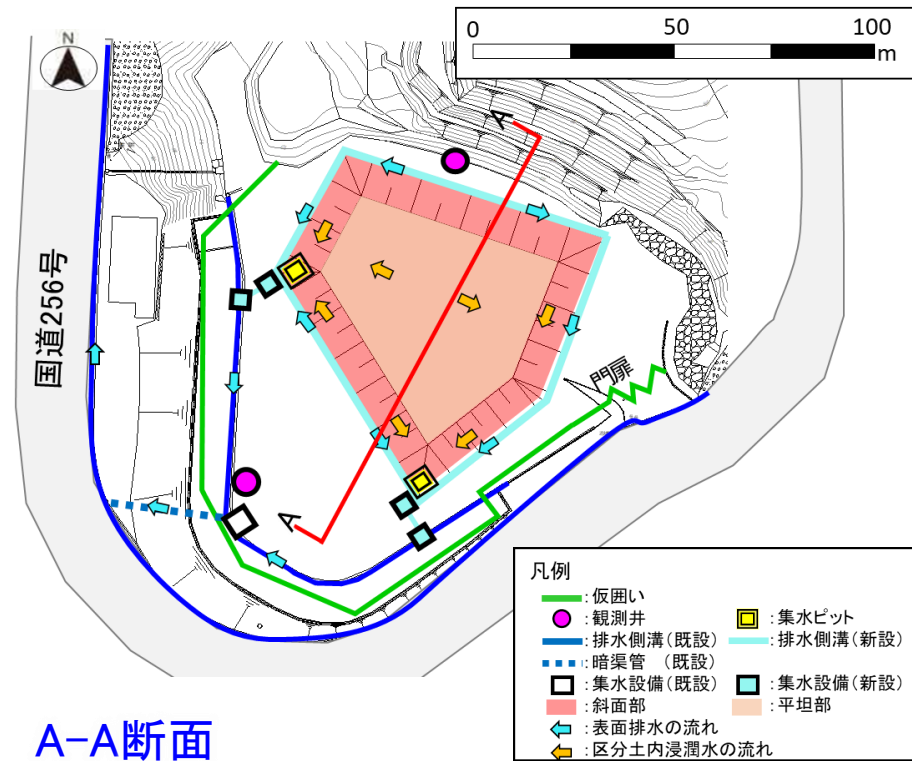


A-A断面

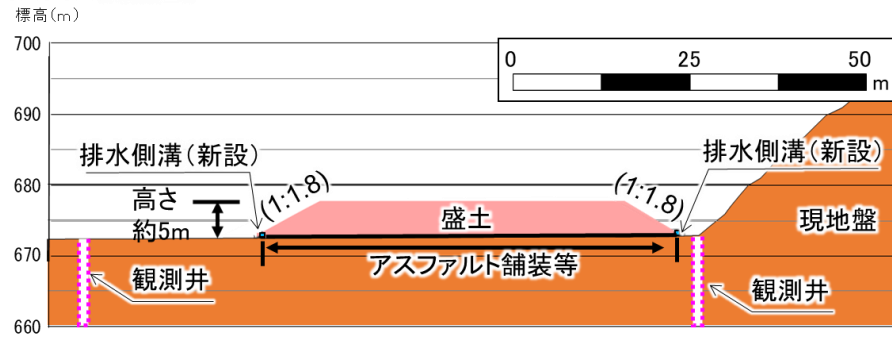


●区分土を搬入した場合

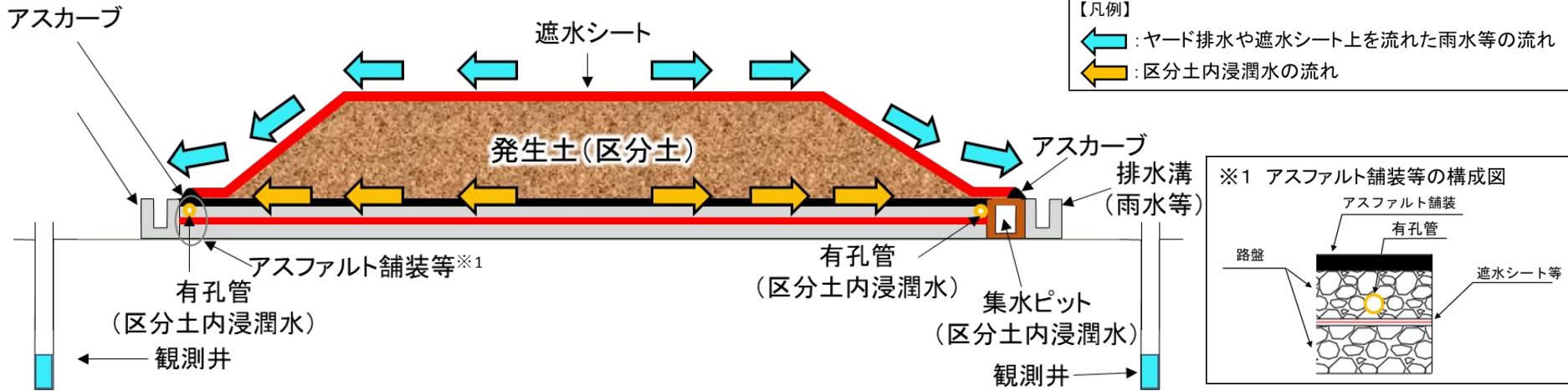
面積：約4,000m² 容量：約14,000m³



A-A断面



●区分土仮置き時の対策イメージ



●発生土仮置き場（尾越）の施工手順

(1) 準備工

- ・ 仮囲い設置
- ・ 路盤整備 (アスファルト舗装等)
- ・ 排水側溝、集水設備、集水ピット設置

↓ (通常の仮置き場とする場合)

(2) 盛土工等

- ・ 敷き均し
- ・ 盛土、転圧
- ・ 法面、小段設置



仮置きした発生土を発生土置き場（尾越）等に搬出

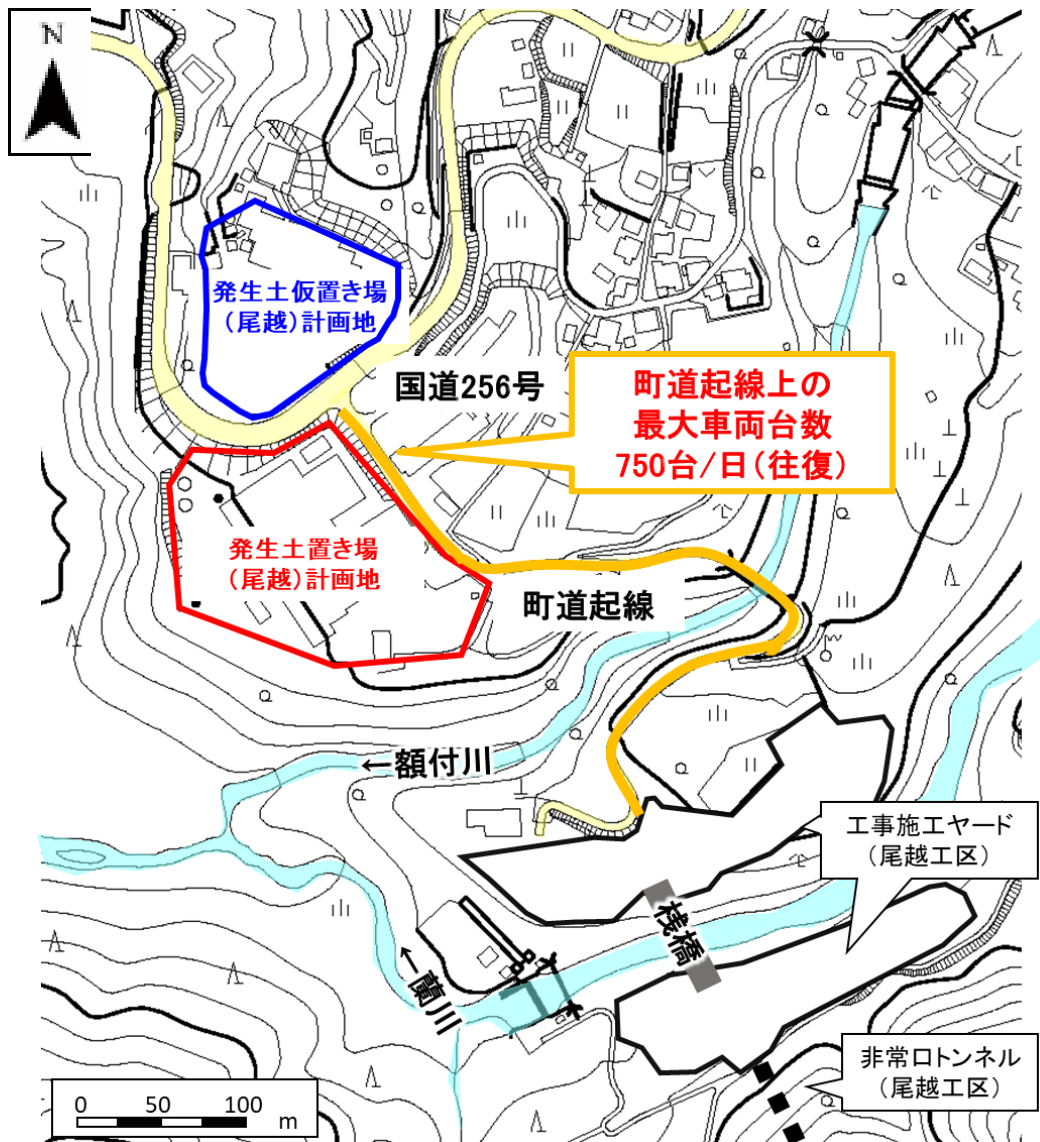


(2') 盛土工等

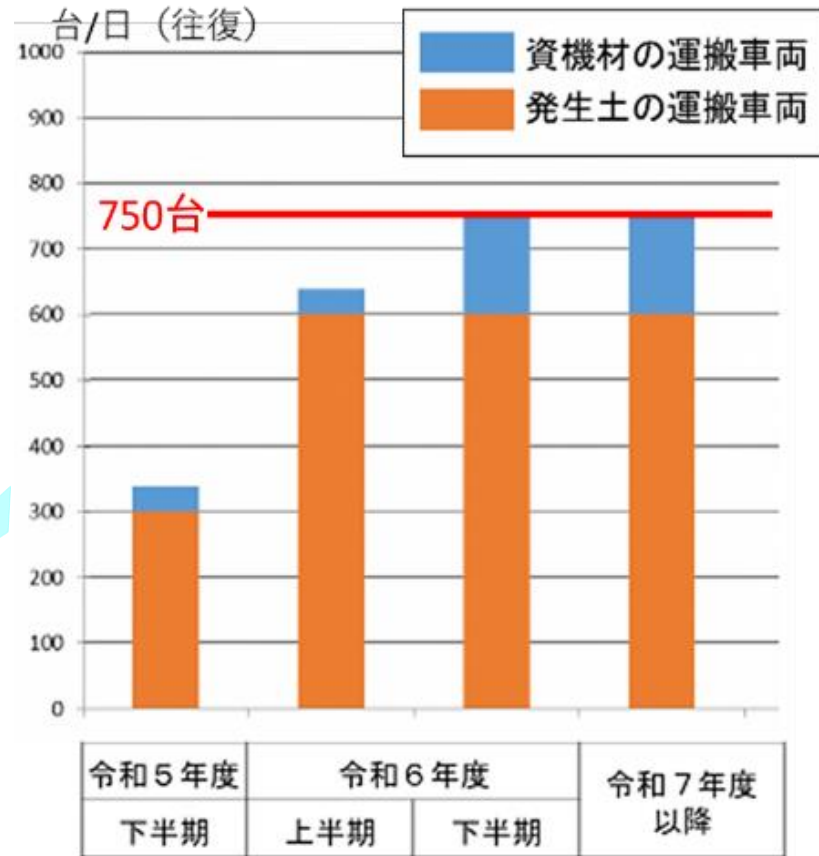
- ・ 敷き均し・盛土、転圧
- ・ 法面、小段設置
- ・ 遮水シート設置



(3) 搬出



工事用車両の運行計画



工事用車両の運行計画台数(往復)

※上記台数は尾越地区での町道起線の運行台数を示している。
 ※台数は工事期間中における月別の日平均計画台数が最大となる値を示しており、上記台数が常時運行するものではない。
 ※現時点での計画であり、協議等により変更する可能性がある。

調査及び影響検討項目

本編P3-1～4

検討項目	影響要因			
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行※	発生土置き場の設置及び存在	発生土仮置き場の設置
大気質	○	⊖	—	—
騒音	○	⊖	—	—
振動	○	⊖	—	—
水質(水の濁り)	—	—	○	○
水質(水の汚れ)	—	—	—	●
重要な地形及び地質	—	—	○	○
土地の安定性	—	—	○	○
土壤汚染	—	—	—	●
文化財	—	—	○	○
動物	⊖	⊖	○	○
植物	—	—	⊖	⊖
生態系	⊖	⊖	⊖	⊖
景観	—	—	⊖	⊖
人と自然との触れ合いの活動の場	—	—	⊖	⊖
温室効果ガス	○	⊖	—	—

「⊖」は、評価書作成時において選定した項目で、今回非選定とした項目を示しています。

「●」は、評価書に記載のある調査及び影響検討項目ではないが、発生土仮置き場(尾越)には区分土を搬入する可能性があることから、調査及び影響検討項目に追加した項目を示しています。

※「資材及び機械の運搬に用いる車両」は、第2章で示した「工専用車両」を示している。

大気質(二酸化窒素及び浮遊粒子状物質)の検討結果

【建設機械の稼働】

本編P4-1-1-1~16

二酸化窒素

検討地点	環境濃度 (ppm)		基準又は目標値	基準適合状況
	年平均値	日平均値の年間98%値		
最大濃度地点	0.00708	0.017	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	○
直近住居等	0.00356	0.013		○

浮遊粒子状物質

検討地点	環境濃度 (mg/m ³)		基準又は目標値	基準適合状況
	年平均値	日平均値の年間2%除外値		
最大濃度地点	0.01541	0.040	日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m ³ 以下	○
直近住居等	0.01512	0.039		○

【建設機械の稼働】

本編P4-1-1-1~16

○環境保全措置

- 排出ガス対策型建設機械の採用
- 工事規模に合わせた建設機械の設定
- 建設機械の使用時における配慮
- 建設機械の点検及び整備による性能維持
- 工事従事者への講習・指導

大気質(粉じん等)の検討結果

【建設機械の稼働】

本編P4-1-1-17~24

降下ばいじん量

検討地点	検討値(t/km ² /月)				基準又は目標値
	春季	夏季	秋季	冬季	
最大濃度地点	0.42	1.41	1.41	0.42	10t/km ² /月
直近住居等	0.42以下	1.41以下	1.41以下	0.42以下	

○環境保全措置

- 工事規模に合わせた建設機械の設定
- 工事現場の清掃や散水

騒音・振動の検討結果

【建設機械の稼働】

本編P4-1-2-1～P4-1-3-10

騒音

検討地点	検討結果(dB)	基準又は目標値(dB)
工事範囲境界から0.5m離れの地点	74	85

振動

検討地点	検討結果(dB)	基準又は目標値(dB)
工事範囲境界	70	75

○環境保全措置

- 低騒音型建設機械の採用
- 工事規模に合わせた建設機械の設定
- 建設機械の使用時における配慮
- 建設機械の点検及び整備による性能維持
- 工事従事者への講習・指導

【発生土置き場及び発生土仮置き場の設置】

- 発生土置き場及び発生土仮置き場の設置に係る浮遊物質量(SS)の影響について、配慮事項を明らかにすることにより定性的に検討しました。
- 沈砂設備等により、適切に処理をして公共用水域へ放流することから、周辺公共用水域への影響は小さいものと考えています。

○環境保全措置

- 工事排水の適切な処理
- 工事排水の監視
- 排水設備の点検・整備による性能維持

【発生土仮置き場の設置】

- 発生土仮置き場の設置に係る水素イオン濃度(pH)及び自然由来の重金属等の影響について、配慮事項を明らかにすることにより定性的に検討しました。
- 自然由来の重金属等の濃度試験、水素イオン濃度(pH)及び浮遊物質(SS)の試験の結果から、「水質汚濁防止法」で定められた排水基準及び「公害の防止に関する条例」に基づいて定められた上乗せ排水基準を踏まえ、必要に応じ、適切に処理をして公共用水域へ放流することから、周辺公共水域への水の汚れの影響は小さいものと考えています。

○環境保全措置

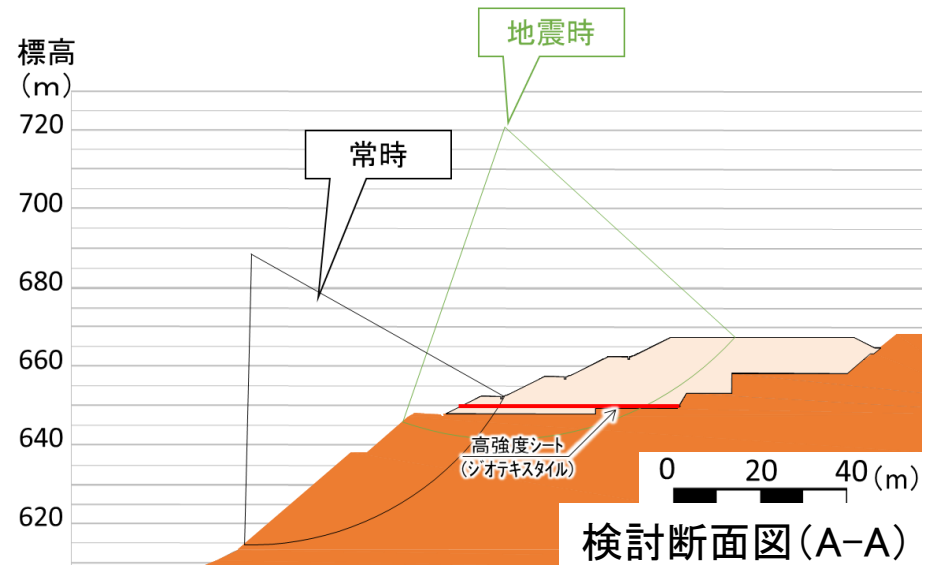
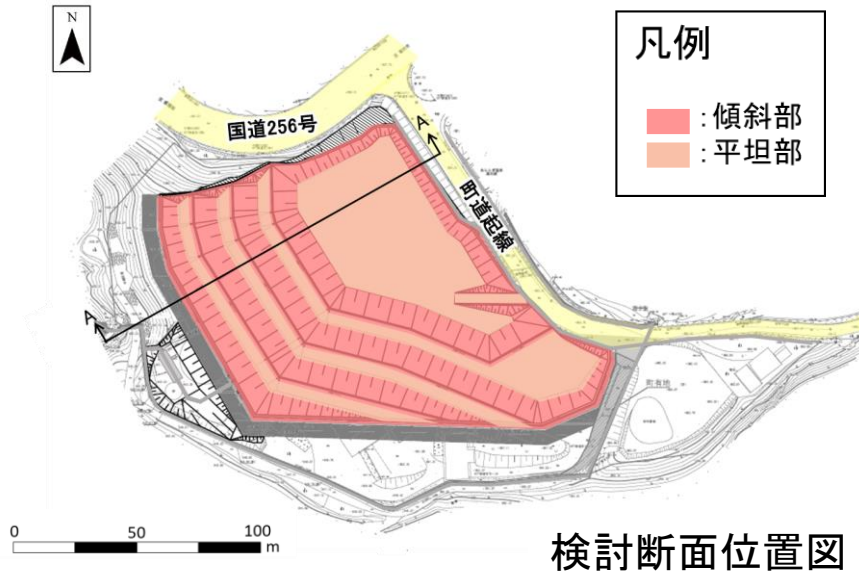
- 工事排水の適切な処理
- 工事排水の監視
- 排水設備の点検・整備による性能維持

【発生土置き場の設置及び存在、発生土仮置き場の設置】

- 発生土置き場の設置及び存在、発生土仮置き場の設置に伴う重要な地形及び地質への影響を明らかにすることにより、定性的に検討しました。
- 検討地域に存在する重要な地形及び地質を回避していることから、発生土置き場の設置及び存在、発生土仮置き場の設置に係る重要な地形及び地質への影響は回避されていると考えています。

【発生土置き場の設置及び存在】

- 土地の安定性への影響を、解析により定量的に検討しました。



検討ケース	滑動抵抗力 (kN・m)	滑動力 (kN・m)	安全率	許容安全率	判定
常時	850,731	520,131	1.636	1.2	OK
地震時 (レベル2)	624,056	566,372	1.102	1.0	OK

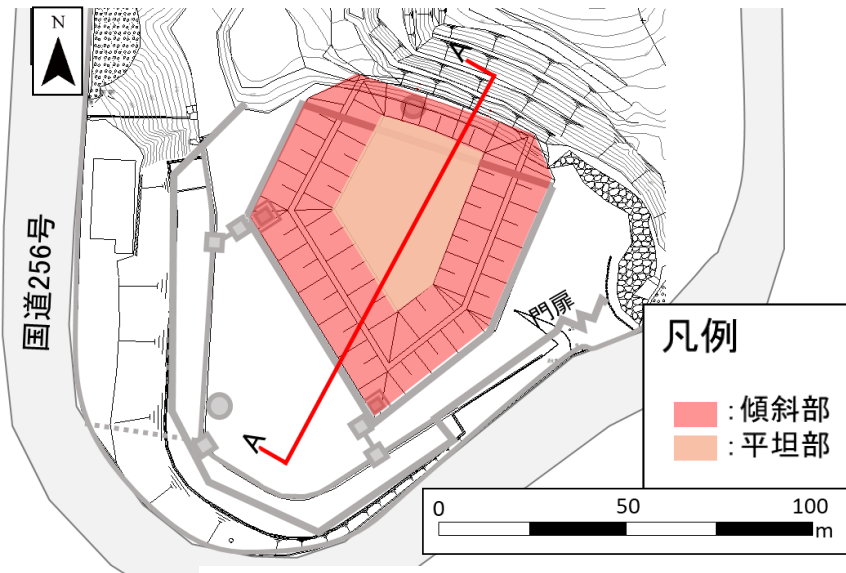
※盛土工の施工に際しては、表土の剥ぎ取り及び段切りを実施する計画ですが、厳しい条件下で安定計算を実施するため、現況の表土等を残した状態で計算しています。

※実際のトンネルずりの粘着力は、0を上回る数値であると考えられますが、最も厳しい値となる0に設定しております。

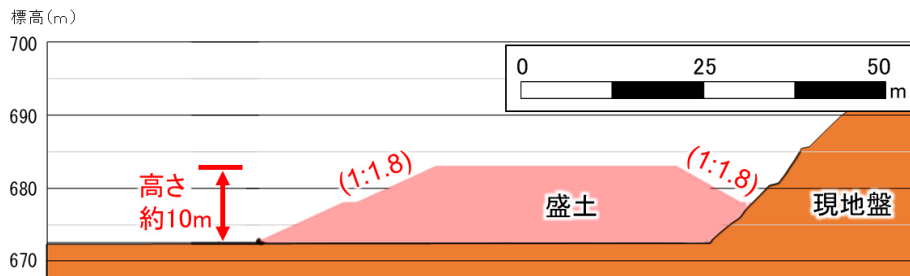
【発生土仮置き場の設置】

- 土地の安定性への影響を明らかにすることにより定性的に検討しました。

●通常の仮置き場の場合

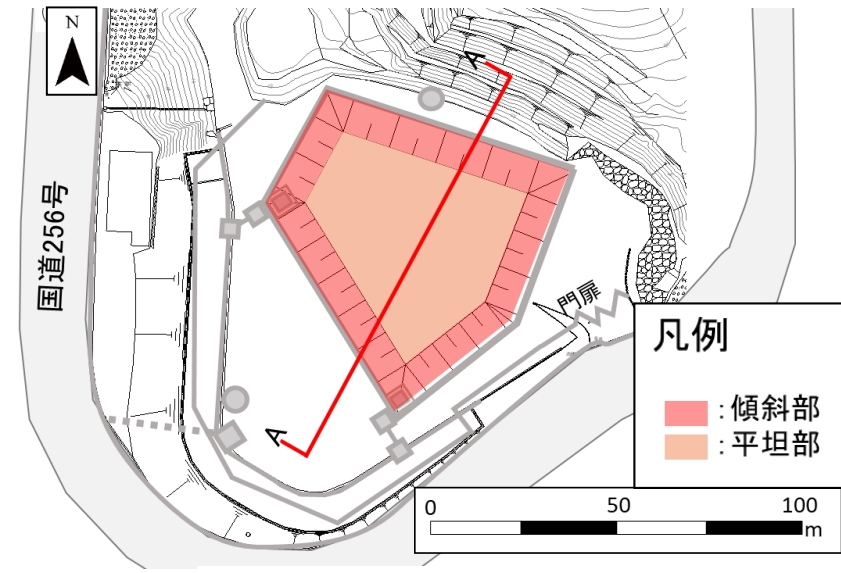


検討断面位置図

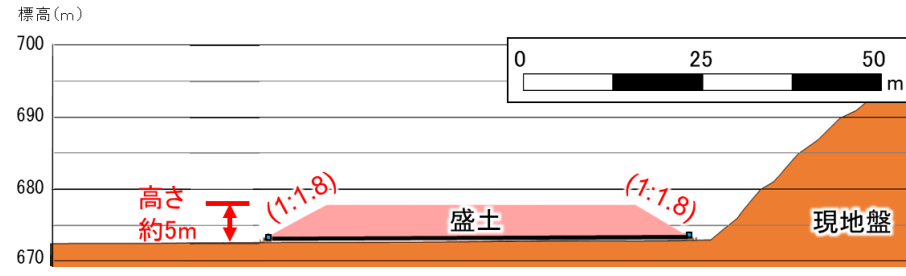


検討断面図(A-A)

●区分土を搬入した場合



検討断面位置図



検討断面図(A-A)

【発生土置き場の設置及び存在】

- 安定計算を行った結果、安定性が確保できることを確認しました。
- さらに、盛土の安定性に配慮した工事計画とすることにより、土地の安定性は確保できると考えています。

【発生土仮置き場の設置】

- 法面の勾配を「道路土工 盛土工指針」に示す基準に従い1:1.8~1:2.0とすることで土地の安定性は確保されるものと考えています。
- さらに、盛土の安定性に配慮した工事計画とすることにより、土地の安定性は確保できると考えています。

○環境保全措置

- 適切な構造及び工法の採用
- 法面、斜面の保護
- 適切な施工管理

【発生土仮置き場の設置】

- 発生土仮置き場の設置に係る工事計画を勘案し、定性的に検討しました。
- 発生土仮置き場の設置に伴う土壌汚染の要因としては、区分土の流出及び排水による汚染や仮置き場からの地下水への浸透が考えられますが、仮置き場における区分土及び排水の適切な管理を行うため、土壌汚染を生じさせることはないと考えています。

○環境保全措置

- 仮置き場における掘削土砂の適切な管理法面
- 工事排水の適切な処理
- 区分土の適切な運搬

【発生土置き場の設置及び存在、発生土仮置き場の設置】

- 文化財の消失又は改変する範囲を把握するために、発生土置き場計画地及び発生土仮置き場計画地と文化財の分布状況を重ね合わせ、文化財への影響を定性的に検討しました。
- 発生土置き場計画地及び発生土仮置き場計画地に文化財が存在しないことから、文化財に係る環境影響の回避が図られていると考えています。

【発生土置き場の設置及び存在、発生土仮置き場の設置】

- 既に改変された土地(工場、ドライブイン)ですが、**発生土置き場**及び**発生土仮置き場**の設置に伴う排水を蘭川へ放流するため、魚類及び底生動物については、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度について検討しました。
- **発生土置き場**及び**発生土仮置き場**の設置に伴う排水は、必要に応じて沈砂設備等を配置し適切に処理すること等により、河川内で確認された重要な種の生息環境への影響は回避又は低減されると考えています。

○環境保全措置

- 工事従事者への講習・指導
- 沈砂設備等の設置

【建設機械の稼働】

- 温室効果ガス排出量を積算する方法により定量的に検討し、温室効果ガス排出量の削減への取り組みを勘案して定性的に検討しました。

区分		温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量 (tCO ₂)	
		小計	行為別合計
建設機械の稼働	燃料消費(CO ₂)	1,218	1,227
	燃料消費(N ₂ O)	9	
合計(CO ₂ 換算総排出量)(tCO ₂)			1,227

- 以下の環境保全措置を実施することにより更なる低減が図られると考えています。

○環境保全措置

- 低炭素型建設機械の採用
- 高負荷運転の抑制
- 工事規模に合わせた建設機械の設定
- 建設機械の点検・整備による性能維持
- 工事従事者への講習・指導

②「南木曾町内発生土置き場(尾越)及び
南木曾町内発生土仮置き場(尾越)における
環境保全について」

目次

- 第1章 本書の概要
- 第2章 工事の概要 ※
- 第3章 環境保全措置の計画
- 第4章 モニタリング
- 第5章 発生土置き場及び発生土仮置き場の管理計画

※印箇所については、影響検討と同様のため、説明を省略します。

<本書の概要>

本書は、長野県木曾郡南木曾町において計画している発生土置き場(尾越)及び発生土仮置き場(尾越)について、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【長野県】平成26年8月」(以下「評価書」という。)及び「南木曾町内発生土置き場(尾越)及び発生土仮置き場(尾越)における環境の調査及び影響検討の結果について(令和5年11月)」(以下「調査・影響検討結果」という。)に基づいて実施する環境保全措置及びモニタリングなどの環境保全に係る具体的な計画、工事中・工事完了後等における周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画についてとりまとめたものです。

<環境保全措置の検討方法>

本工事の詳細な計画にあたり、動植物の重要な種が生息・生育する箇所をできる限り回避するよう、既に改変された土地を利用するように計画



そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し、

- ・建設機械、仮設設備等のハード面
- ・係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面

から検討

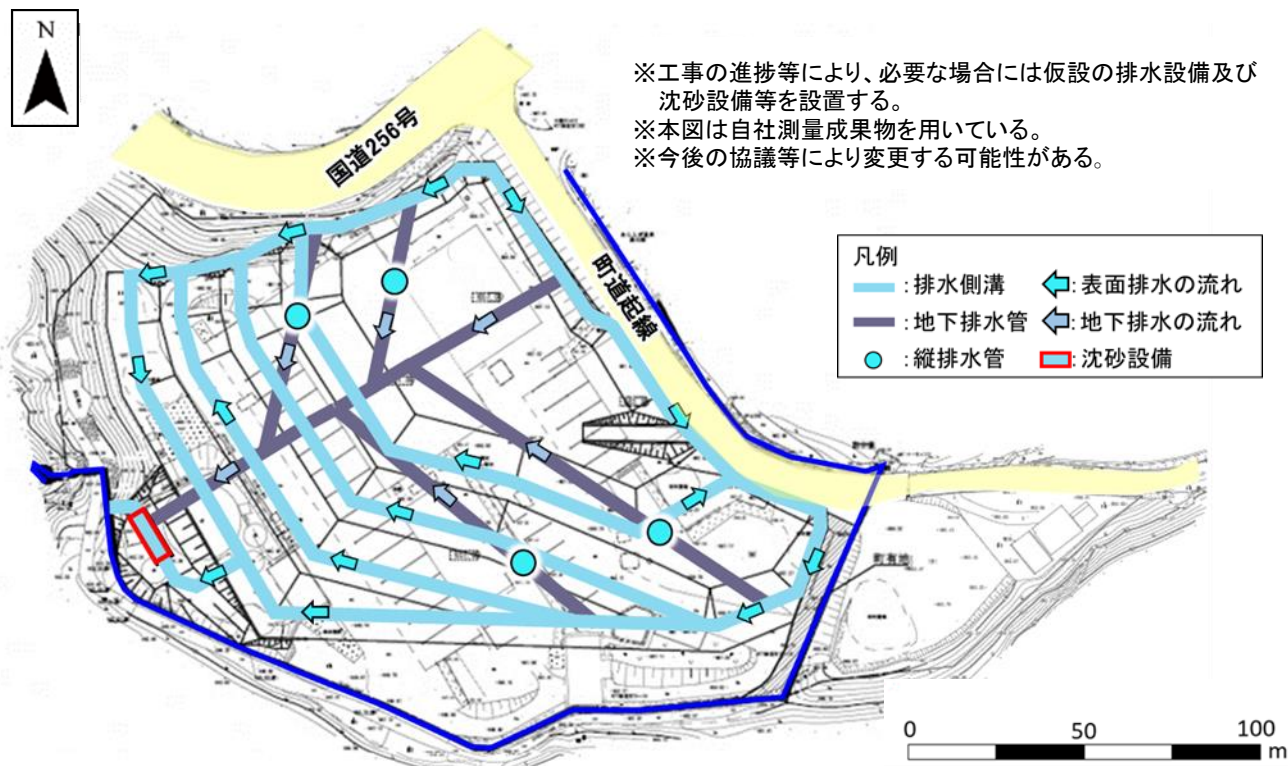
<重要な種の生息地の回避検討>

- ・ **発生土置き場(尾越)** 及び **発生土仮置き場(尾越)** の検討にあたっては、蘭川において動物(魚類、底生動物)の重要な種の生息地が存在することから、重要な種への影響について回避、低減を図りました。
- ・ いずれの種においても、確認された地点は直接改変する範囲ではなく同質の生息環境が広く分布しており、また工事排水は沈砂設備等を配置し適切に処理することから、生息環境は確保されると考えています。

※希少種保護の観点から位置等の情報については非公開にしています。

＜工事による影響を低減させるための環境保全措置(大気環境、水環境)＞

- 大気環境
 - ・排出ガス対策型、低騒音型建設機械の採用
- 水環境
 - ・発生土置き場(尾越)の排水は、地下排水管及び排水側溝から沈砂設備を経由して公共用水域(蘭川)へ放流する計画とします。



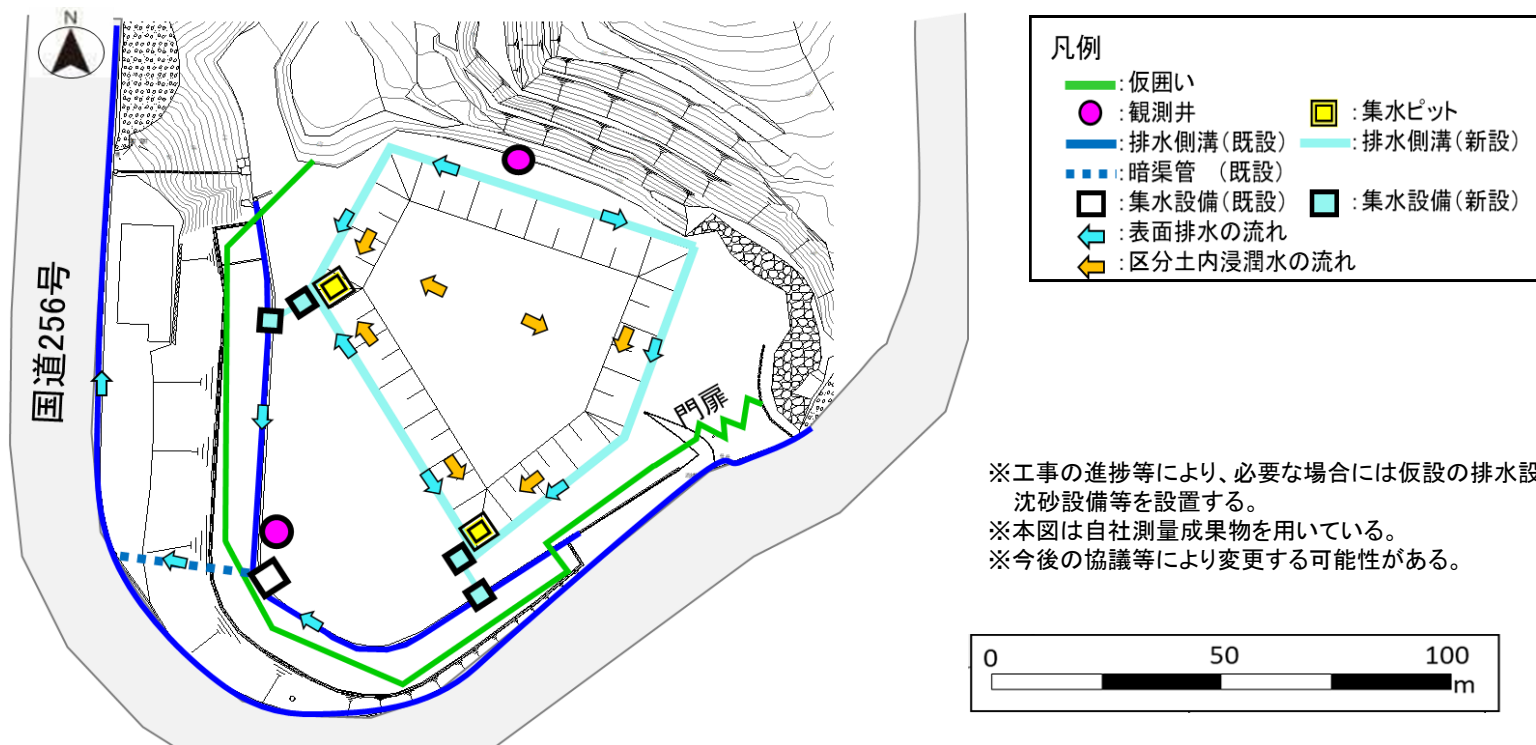
写真① 排出ガス対策型、低騒音型バックホウ

発生土置き場(尾越)における排水計画図

＜工事による影響を低減させるための環境保全措置(水環境)＞

・ 水環境

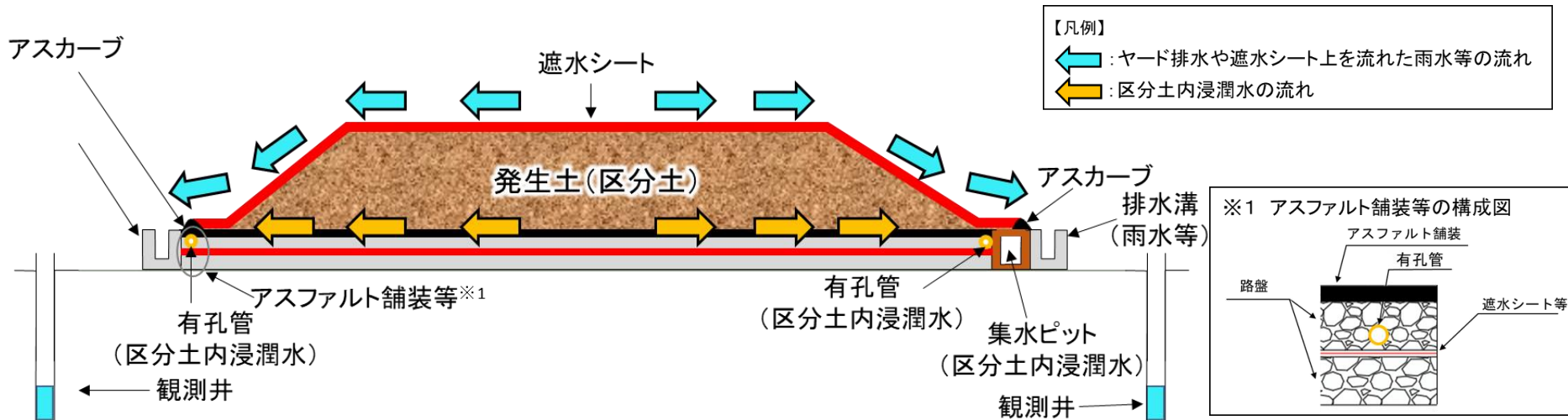
- ・発生土仮置き場(尾越)に区分土を搬入する場合、区分土を遮水シート等で上から覆うとともに、外からの雨水流入を防ぐ側溝を盛土の周囲に設置し、区分土に直接雨水が触れないようにします。区分土内の排水は集水ピットで自然由来の重金属等の濃度を確認し、排水基準値を超える浸潤水は、産業廃棄物として処分します。



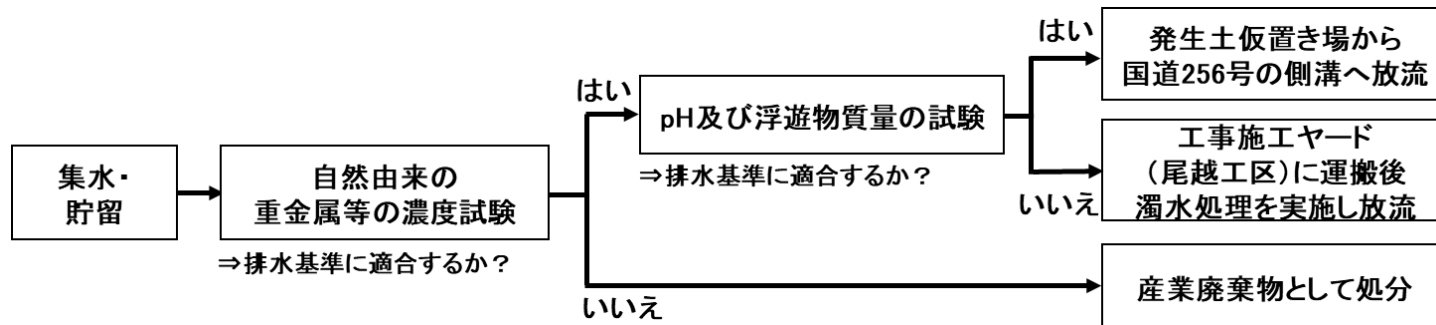
※工事の進捗等により、必要な場合には仮設の排水設備及び沈砂設備等を設置する。
 ※本図は自社測量成果物を用いている。
 ※今後の協議等により変更する可能性がある。

発生土仮置き場(尾越)における排水計画図

＜工事による影響を低減させるための環境保全措置(水環境)＞



発生土仮置き場(尾越)における環境保全措置(区分土を搬入する場合)



発生土仮置き場(尾越)における排水処理フロー

＜工事による影響を低減させるための環境保全措置（土壌環境、動物、環境への負荷）＞

- 土壌環境
 - ・発生土置き場（尾越）では現況地盤と盛土材との密着を確実にするための段切り工等を実施することで、土地の安定性の確保を図ります。
 - ・発生土仮置き場（尾越）では、底面にアスファルト舗装等を施工する等により、区分土の飛散、雨水等による自然由来の重金属等の流出及び地下水浸透を防止する計画です。
- 動物
 - ・濁水等进行处理するため、沈砂設備等を設置し、処理したうえで、公共用水域へ排水します。
- 環境への負荷
 - ・低炭素型建設機械の採用
 - ・建設機械の点検及び整備による性能維持

環境要素の区分	調査項目	調査地点	調査時期及び頻度
大気質	二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等	図4-1	工事最盛期に1回（四季調査）
騒音・振動		図4-1	工事最盛期に1回
水質※1※2※3 （河川水）	浮遊物質量（SS）、 水素イオン濃度（pH）、 水温	図4-1 発生土置き場及び発生土仮置き場の 工事排水を放流する箇所の下流地点	工事前 に1回 工事中 に1回/年（低水期に実施）
【区分土】 水質※3 （河川水）	浮遊物質量（SS）	図4-1 発生土仮置き場の工事排水を放流 する箇所の下流地点	工事前 に1回 工事中 に1回/年（低水期に実施）
	水素イオン濃度（pH）、 水温、電気伝導率、 自然由来の重金属等※4		工事前 に月1回以上 工事中 に1回/月 仮置き中に1回/月（定常化するまで※5） 仮置き中に四半期に1回（定常化後） 工事後 に1回/月（定常化するまで※5）
【区分土】 地下水の水質	水素イオン濃度（pH）、 自然由来の重金属等※4	図4-1 発生土仮置き場の近傍の観測井※6	工事前 に月1回以上 工事中 に1回/月 仮置き中に1回/月（定常化するまで※5） 仮置き中に四半期に1回（定常化後） 工事後 に1回/月（定常化するまで※5）
【区分土】 土壤汚染	自然由来の重金属等※7	発生土仮置き場	工事後 に1回

注1:調査項目及び期間は、状況により変更となる場合がある。

注2:大気質、騒音、振動及び水質については、発生土置き場（尾越）は発生土仮置き場（尾越）が近接することから、発生土仮置き場（尾越）にて併せてモニタリングを実施する。

※1 水質の工事前調査は、蘭川においてR2.12、R3.8に実施済。

※2 工事管理の一環として、発生土置き場及び発生土仮置き場に設置する沈砂設備から放流する工事排水についても、浮遊物質量（SS）、水素イオン濃度（pH）等を測定する。調査頻度は、工事前、工事中に年1回（低水期）、仮置き期間中に1回実施する。なお、搬入する発生土について搬入元における土壤汚染のモニタリングにより土壤汚染対策法に定める基準等との差が小さい場合は、自然由来の重金属等※7についても実施する。

※3 河川の水質のモニタリング結果が環境基準を超える等の異常が確認された場合は、必要に応じて蘭川の上流側を含めて再測定等を実施する。

※4 カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、砒素、ふっ素を自然由来の重金属等とする。

※5 定常化とは、対象物質濃度の測定値が地下水の水質汚濁に係る環境基準値を満たし、かつ工事前～工事中の測定値内であることとする。なお、これらによらない場合でも、バックグラウンド濃度等と比較のうえ、区分土に起因しないと判断できる場合には、長野県等に確認のうえ、定常化とみなす。

※6 観測井は、当該発生土仮置き場の敷地内で発生土仮置き場を挟み込むように2箇所設置する計画とした。また地下水の水質の測定対象は最上部の帯水層とする。

※7 仮置きした区分土の汚染状況や水質のモニタリング結果を踏まえて選定する。

<モニタリング等の地点>

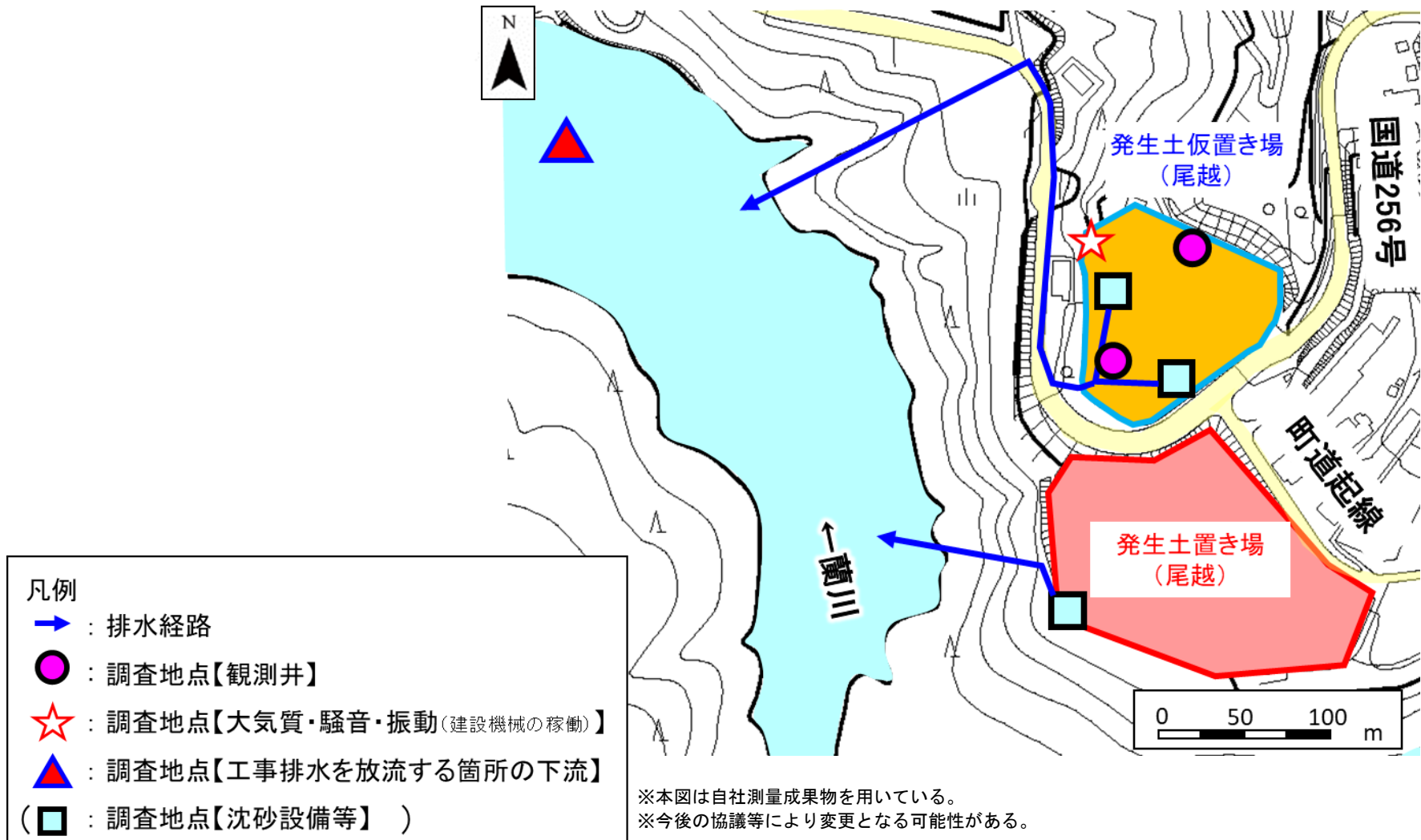


図4-1 モニタリング調査地点

<管理計画の概要>

- 国土交通大臣意見を受け平成26年8月に公表した評価書において、発生土置き場の設置にあたっては、関係地方公共団体等と調整を行った上で、濁水の発生防止や土砂の流失防止やその他、周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画を、発生土置き場毎に作成することとしています。
- このたび、発生土置き場(尾越)及び発生土仮置き場(尾越)については、工事中及び工事完了後等における周辺環境への影響を回避又は低減するための管理計画を、長野県、南木曾町と協議のうえ、とりまとめました。

<発生土搬入計画>

- ・ 発生土置き場(尾越)へは、中央アルプストーンネルによる発生土を搬入します。
- ・ 「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック」(H27.3土木研究所編)等を踏まえた自然由来の重金属等及び酸性化可能性の調査を行い、基準等に適合することが確認された土のみを搬入します。

<計画上の配慮事項>

【排水計画】

- ・ 流入水処理 : 外周に排水側溝を設置
- ・ 地下水処理 : 盛土下部に地下排水管を設置
- ・ 沈砂設備 : 沈砂設備を設置、必要により仮設の沈砂設備を設置
- ・ 排水設備 : 排水側溝、地下排水管を設置、最下流部の沈砂設備に集水

【盛土計画】

- ・ 安定性 : 円弧すべりによる検討を実施

【法面管理計画】

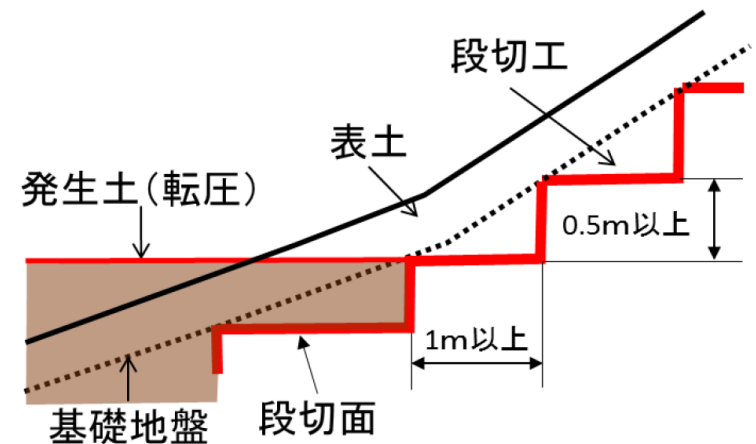
- ・ 法面勾配 : 盛土が安定する勾配(1:2.0)とする
- ・ 小段 : 盛土高5.0mごとに、幅6.0mの小段を設置
- ・ 法面保護 : 植生を行い土砂流出を防止

<造成中の配慮事項>

- ・試験施工 : 設計に基づき、地盤支持力や盛土の安定性が確保されるか確認
具体的には盛土施工前に実際の発生土を用いて土質試験や試験盛土を行い、施工の際の管理基準を決定
- ・事前処理工 : 段切工を実施
- ・敷均し締固め : 重機械を使用し30cm毎を基本として均等に締固めを実施
- ・施工中の排水 : 雨水等は排水側溝、地下排水管等にて沈砂設備に集水し放流
- ・排水設備 : 排水側溝は、法面の仕上げに遅れることなく設置
- ・排水の監視 : 沈砂設備の放流口にて水質を監視



試験盛土



事前処理工(段切工)

< 造成中の異常時対応 >

大雨(1時間降水量30 mm以上):

- ・作業を中止し、巡回点検(法面、排水箇所等)を実施
- ・異常を発見した際は、異常時連絡系統図に従い関係各所に連絡
- ・安全確保に必要な措置を実施

地震(震度4以上):

- ・作業を中止し、巡回点検(法面、構造物等)を実施
- ・異常を発見した際は、異常時連絡系統図に従い関係各所に連絡
- ・安全確保に必要な措置を実施

< 工事完了後の管理計画 >

【点検・保守項目】

- ・盛土全体 → 目視点検
- ・排水側溝 → 目視点検、堆積物状況確認し、必要により清掃
- ・地下排水管 → 目視点検、カメラ等を用いた点検
- ・沈砂設備 → 目視点検、堆積物状況確認し、必要により浚渫

【観測内容】

- ・盛土内水位 → 縦排水管の水位を観測

<発生土搬入計画>

- ・ 発生土仮置き場(尾越)へは、中央アルプストンネルによる発生土を搬入します。
- ・ 自然由来の重金属等及び酸性化可能性が確認された土(区分土)及び基準等に適合することが確認された土に区分して搬入します。
- ・ 区分土については、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改定第2版)」(平成24年5月 環境省 水・大気環境局 土壌環境課)等に記載されている実施内容を踏まえながら、運搬します。

<計画上の配慮事項>

【排水計画】

- ・ 流入水処理 : 外周に排水側溝を設置
- ・ 沈砂設備 : 場内排水流末に集水設備を設置
- ・ 排水設備 : 排水側溝を設置し集水設備に集水
(区分土を搬入する場合の設備は第3章を参照)

【法面管理計画】

- ・ 法面勾配 : 盛土が安定する勾配(1:1.8)とする
- ・ 小段 : 盛土高5.0mごとに、幅1.5mの小段を設置

第5章 発生土仮置き場(尾越)の管理計画

本編P5-4~5

<造成中の配慮事項>

- ・事前処理工 : 排水設備を設置、アスファルト舗装等を実施
- ・敷均し締固め : 重機械を使用し30cm毎を基本として均等に締固めを実施
- ・施工中の排水 : 作業終了時には表面に勾配を設け、降水時の泥濘化を防止
 - : 区分土搬入時は遮水シート等で覆い雨水等の流入を防止
 - : 排水設備の土砂等の堆積物の除去を行い機能を確保
 - : まとまった降雨時には排水の状況を確認

<仮置き期間中の配慮事項>

- ・排水処理 : 排水設備の土砂等の堆積物の除去を行い機能を確保
 - : まとまった降雨時には排水の状況を確認
 - : 区分土搬入時は遮水シート等で覆い雨水等の流入を防止し飛散防止策を徹底
- ・設備管理 : 定期的に巡回点検を実施し、必要な際は修繕を実施

<撤去期間中の配慮事項>

- ・法面管理 : 撤去中も法面勾配は安定勾配以下となる形状で撤去
 - : 作業終了時は日々法面の整形を実施し、区分土の場合は遮水シート等で被う

<造成中の異常時対応>

(発生土置き場(尾越)における異常時対応と同様)

<撤去後の管理計画>

発生土仮置き場(尾越)は借地であるため、土砂搬出後原形復旧して地権者へ返還する計画ですが、区分土を仮置きするため、区分土及び排水設備等のすべての設備を撤去後、以下の管理を行います

- 区分土撤去後に土壌の調査を実施し、土壌汚染対策法に定める基準値以下であることを確認します。また、必要の際は、追加の環境保全措置を実施します。
- 工事中のモニタリング結果を踏まえ、必要に応じて、撤去後も影響が収束するまでの間、表4-1に示す調査項目と期間について、モニタリングを実施し、必要の際には追加の環境保全措置を実施します。
- 上記の措置が完了したのちの最終的な管理の引継ぎにおいては、南木曾町及び地権者と十分に調整を行い、適切な管理が継続して実施されるよう努めます。